



～あなたの事業の秘密はきちんと守られていますか？～

営業秘密侵害事犯を取り締まる不正競争防止法が改正されました！！
(平成28年1月1日施行)

☆ 営業秘密って何？

営業秘密とは、

①秘密として管理されている、②生産・販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、③公然と知られていないものをいいます。

☆ 法律の改正趣旨

近年、スマートフォンの普及やサイバー攻撃技術の高度化といった、IT環境の変化等を背景に、企業情報の漏えいが社会問題化していることから、その防止のため、法制面での抑止力の向上が図られました。

☆ 主な改正点

今回、**罰金の引上げ、違法収益の没収の新設、非親告罪化、国外犯の重罰化**などが行われています。

流失防止対策～事業の秘密を守るために～

① 情報を厳重に管理する

- ・ 文書やデータなどに**秘マーク**を付ける
- ・ 鍵がかかる保管庫に書類を保管する
- ・ 外部ネットワークにつながらない機器に保存する
- ・ 複雑なパスワードを設定する 等



② 利用状況の記録・管理に努める

- ・ 保管場所への出入りを制限する
- ・ 利用時の簿冊記載をルール化する
- ・ IDやパスワードなどによりアクセス状況を把握する 等



③ 秘密情報の漏えい防止に関する**誓約書**を徴収する

- ・ 入社時、退職時、研修実施時 等



被害に遭わないために、事業の重要な情報は、大事に保管しましょう！

営業秘密侵害事犯に関する相談及び
本コーナーに関する問合せ先
長崎県警察本部生活安全部
生活環境課企画指導係
Tell : 095-820-0110 (代表)